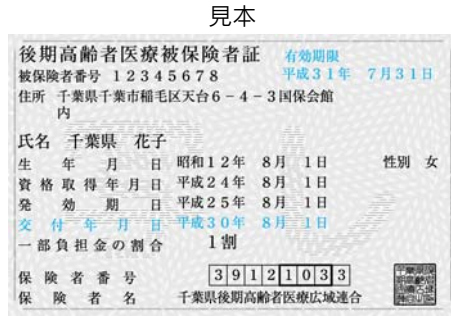


8月から

## 後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)の切替

8月1日からご使用いただく後期高齢者医療保険の新しい被保険者証(あずき色)が、7月末日までに書留で郵送されます。有効期限を過ぎた被保険者証は住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し処分してください。

※8月になつても被保険者証が届かない方や記載内容に誤りがある方は、住民課国保年金班へご連絡ください。



▲あずき色

### 被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

### ◎手続きに必要なもの

- ・本人確認ができる証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)
- ・印かん

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方(※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方)は、病院等での窓口負担の上限が低く抑えられ、入院時の食事や居住費が軽減されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方には、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。

なお、申請月により同封さ

れていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

### ◆低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

◆認定証は申請日の月の初日から有効です。

### ◎手続きに必要なもの

- ・被保険者証
- ・印かん
- ・低所得者Ⅰ

世帯全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額を80万円として計算)が0円となる方

### ※低所得者Ⅱ

世帯全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)

### 問 住民課国保年金班

☎(84) 12114

## 国民年金保険料免除・猶予制度

収入の減少や失業等の経済的理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

### 免除・猶予の種類

#### ①免除(全額免除・一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額または一部免除されます。

※一部免除は、減額された保険料を納付しないと未納となります。

#### ②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

納付猶予が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(支給資格期間)に算入されますが、**年金額には反映されません**のでご注意ください。

また、この猶予分を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

### 対象期間

平成30年度分(平成30年7月～平成31年6月)の免除・猶予申請を7月から受付しています。申請日から、原則過去2年1か月前まで遡って申請できます。

### ◎手続きに必要なもの

- ・個人番号が分かるもの(マイナンバーカード・通知カード等)もしくは基礎年金番号が分かるもの(年金手帳等)
- ・印かん
- ・雇用保険受給資格者証や離職票等の写し(失業による申請の方)

### 学生の方は学生納付特例制度の申請を

平成30年度分(平成30年4月～平成31年3月)の学生納付特例申請を受付しています。

### ◎手続きに必要なもの

- ・個人番号が分かるもの(マイナンバーカード・通知カード等)もしくは基礎年金番号が分かるもの(年金手帳等)
- ・印かん
- ・学生証(コピー)または在学証明書

※審査は日本年金機構で行われ、後日、承認または却下通知が郵送されます。

### 問 千葉年金事務所

☎043(242)6320

### 住民課国保年金班

☎(84) 12114